

日本戦略投資ファシリティ

「アジア・エネルギー・資源供給力強靱化パートナーシップ」に係る迅速かつ安全な取引のための金融支援ウインドウ（POWER Asia FAST ウインドウ）

実施要領骨子

1. 対象案件

アジア諸国（含む大洋州島嶼国。以下同）および中東諸国等における以下の案件。（※1）（※2）

- (1) 我が国の原油・石油製品等調達のための支援（石油、石油ガス、天然ガス、鉱物資源等の輸入、権益取得案件等）
- (2) 中東情勢の影響（原油・石油製品の不足・価格高騰、物流コスト増加、電力コスト増加等）に起因する資金需要を有する日系企業に対する緊急資金支援および日本企業のサプライチェーン強靱化に寄与する重要な物資等を供給する外国企業に対する緊急資金支援
- (3) エネルギー源多様化・産業の高度化のための支援（脱化石燃料依存に資する再エネ発電・省エネ・低炭素代替燃料案件等）
- (4) エネルギー供給・受入体制構築のための支援（産油国・産ガス国が実施するエネルギー需給緩和・供給源多角化に資する案件、中東諸国の原油施設等の生産力回復支援、需要国等が実施する備蓄インフラ設備支援等）

（※1）（1）我が国の原油・石油製品等調達のための支援の対象地域は、アジア諸国および中東諸国以外も含む。

（※2）我が国の経済・国家安全保障上の観点から適切でない案件（我が国の制裁対象国における案件、同盟国・同志国等の連携の観点から支障が生じ得る案件を想定）を除く。

2. 通貨：米ドル・ユーロ・円・その他通貨（個別に決定。）

3. 融資割合：

協調融資総額の6割以下。但し、以下の場合は、協調融資総額の7割以下。

- ① 借入人が中堅企業・中小企業者（株式会社国際協力銀行業務方法書に規定するもの。以下同様）又は中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等の場合は融資総額全体の7割以下）
- ② 資源案件（国内貸を除く）

4. 融資等契約調印期限：2027年3月末日

5. その他条件：個別に決定。